

木材サミット 2017 の概要

I. 総論

1. 開催日程・場所

木材サミット 2017 は、平成 29 年 7 月 3 日（月）13：00～16：35 に大建工業(株)東京事務所（秋葉原）3F セミナールームにおいて開催された。

2. 出席団体・出席者

木材サミット連絡会（以後、連絡会）に参加している 24 団体（内オブザーバー出席 2 団体）から 33 名の出席者（内 1 名は世話人を兼任）とその他の世話人 4 名を合わせて合計 37 名が出席した。その内、団体の代表者は 10 名、それに準ずる副理事長等は 2 名であった。

3. 開会

澤田世話人より歓迎の挨拶と、会合の予定、会場等について説明があり、司会者を富田世話人とする旨の紹介があった。

4. 開会挨拶

富田世話人より、参加者への謝辞が述べられ、討論への協力の要請が行われた。

5. 事務局の体制

司会者より、この間の連絡会事務局関係の動きとして、澤木良次氏が世話人を辞退し、長谷川賢司氏の大建工業(株)退社に伴い世話人が澤田知世氏に交代したことが報告され了解された。その後、司会者より、有馬、今村、澤田世話人に司会補佐を依頼して進行を務める旨の説明があった。

6. 出席者紹介

司会者より、資料 B を基にして参加団体と出席者の紹介が行われた。なお、団体の関係者や役職の変更を確認した。

7. 報告

(1) 事務局のメールアドレスの変更について

司会者より、連絡会事務局のメールアドレスの変更とその経緯が説明された。

(2) 木材サミット 2017 の主要課題に関するアンケート調査について

司会者より、標記アンケート調査については、19 団体から回答があったことが報告された。

II. 主要課題

1. 木材利用促進の動向に関わる情報交換と情報共有について

司会者より、主要課題の討論の進行方法が、資料に基づいて説明された後、各団体から以下の通り発言があった。

1. 1 総合的課題について

(1) 新たな木材利用分野の開拓への取組み

公共建築物等木材利用促進法の施行や東京オリパラ関連施設等への木材利用など、中層大規模木造建築物の建築推進の機運は醸成されつつあるが、その担い手は十分ではなく、その確保・育成は喫緊の課題である。部材の加工、組立、建て方まで一貫して担うことのできる木質構造工事業（仮称）の担い手技術者の養成とともに、その仕組みづくりに取り組むこととしており、関係 11 団体で、木質構造工事業 WG を開催し検討を進めている。

文化財等の復元・修復に不可欠な高齢級大径材等の資源が枯渇しつつある。文化財や文化財に準ずる建造物に持続可能な資源で製造でき、自由な形状・寸法等が可能な集成材等の利用促進を図っていこうとする取組を行っている。「文化財などの復元・修復に向けた集成材等利用研究会」を開催しており、神社・仏閣等への集成材利用事例を作成している。

大断面集成材の規格化（規格化するサイズは数種に限定）を図る中で、部材コストを抑え、標準的な価格設定を行い、鉄などの他材料から木材に選択を変えてもらう取組を行うこととし、「大断面集成材の規格化検討会」を開催している。

(2) 保存処理の JAS 化について

昨今の保存業界としては、2 年前にスタートしていた保存処理集成材、LVL、合板の JAS 化について、農林水産消費安全技術センターで 8 回に亘る小委員会が 1 月に終了し、現在告示を待っている状況になっている。これ等について認可されると保存処理に対する見解が大きく変化し需要拡大が望まれる。また、CLT についても JAS 化されているが保存処理された CLT 部材については JAS 化されていない。従って、今後、公共建築物・施設等における CLT については、特に耐久性に懸念がされる点も踏まえ JAS 化の検討が必要であろう。

前述のエンジニアードウッドが JAS 化されれば CLT についても JAS 化が早まり一層の需要拡大が望まれる。また、東京オリンピック・パラリンピックの各施設についても様々な木材関連業界から保存処理に対する問い合わせがあり早急に対応していくことが必至の状況である。

(3) A 材の安定供給と製材需要の拡大策～バランスのとれた木材の総合利用システムの検討

FIT 制度による木質バイオマス発電は、現在までに事業体 80、年間 120 万 kW の電力供給が認定され、木材の必要量は年間 2400 万 m³と試算されている。一方、国産の用材生産は製材から集成材や合板材の分野に比重を高めている。このような動きの中で国産材利用は A 材から、低材価の B、C、D 材へ移行しつつあり、林業の再生産がさらに構造的に危うい方向に向かっている。林業の活性化、国産材の循環利用の促進には、バランスのとれた利用システムの構築と、特に利益を山側に還元していくためにも製材需要の維持・拡大が必要である。当協会の大方の会員は、無垢材による JAS の機械等級区分乾燥材、2×4 材、大断面材の生産供給が可能な技術水準になっており、新たな需要を図っている。

(4) 今後の木材利用の状況

平成 28 年度は、新設住宅着工数は 96.7 万戸で、大きく回復している。そのうち木造は前年に比べて 4.2 万戸増の 54.6 万戸となっている。また、木材の需要量は 7,235 万 m³で合板を除き増加し、全体では前年度比 4.2%増となっている。木材自給率は 31.0%となり微増し、オリンピックに向けて、国産材の需要を増加させる手段を多方面から検討する必要がある。

(5) 木材関連産業のプレゼンスを高めること

今後の地球環境改善を考える上で、今は木材関連産業のプレゼンスを高める良い時期である。持続可能な資源としての利用を考えると今後の産業として、社会の中で重要性を再認識させ、人材の確保を重点的に行い、産業自体の持続可能性を明確にしていきたいと考えている。

(6) 木材のカスケード利用における各々の木材産業・製品の役割と普及・啓蒙について

木材のカスケード利用の中で、各々の産業・製品がどのようなポジションにあって、国民の生活にどう役立っているか、無くなったら悪影響を及ぼすおそれがあるかといった観点での普及・啓蒙が必要である。林野庁や各団体等から公表されている資料やレイアウト図は多くあるが模式的であり、国民の生活や経済への貢献や影響を及ぼしているのか分かりにくい。各生産

者・学術団体がそれぞれのパートを埋めて情報提供できれば、より具体的な木材産業の実態がわかるのではないかと思う。

(7) 木材活用による社会の持続可能な発展に寄与するための社会実装への貢献

木材をはじめとする林産物に関する学術および科学技術の振興を図り、社会の持続可能な発展に寄与することを目的として活動しているが、社会実装への貢献が今後の課題である。木材の新たな需要が期待されているセルロースナノファイバーや CLT 等の新素材を普及させるためには、カスケード利用を徹底し、木質資源を川上から川下まで一気通貫で最適化し、安定・安価供給できるシステムを構築することが重要である。

1. 2 HWP（伐採木材）、地球環境問題等の動向について

(1) 木材の環境資源としての優位性の発信

脱炭素社会を迎えるにあたり、省エネ効果、化石資源代替効果、貯蔵効果において木材が二酸化炭素排出削減に大きく貢献する優位性をわかりやすく、説得力のあるデータと共に発信することが重要と考える。特に、第 2 約束期間では、各国が、住宅等に使用されている木材に貯蔵されている炭素量を温室効果ガス吸収量として計上できることとなり、木材製品を長く使えば使うほど地球温暖化防止に繋がることを発信していきたいと考える。

(2) HWP の最新動向

我が国の HWP 算定の最新情報は、林野庁の木産課と国際緑化推進センター（JIFPRO）に有るが、開示されるか否かは不明である。

1. 3 FIT によるバイオマス発電について

(1) FIT の認定、稼働予定の情報公開と実稼働状況の乖離

FIT の申請・認可の情報から 2016 年以降に稼働ラッシュが予想されて、チップ調達等に危機感を持っていたが、現時点では特に影響は出ていない。一方で、調達価格の見直し等の FIT 制度変更が平成 29 年 4 月からスタートし、3 月に駆け込みで 2020 年前後に稼働する大型バイオマス発電設備の申請があったようである。FIT 設備の稼働状況により大きな影響受けるので認定の取り下げや変更、新制度での以降手続き等の情報を速やかに開示してほしい。特に木質バイオマス燃料の調達に関し、既存産業に影響を与えないように情報収集の方法について、見直しが行われ、建築解体材については、全国木材資源リサイクル協会連合会が対象に行われるので、製材、合板を含めて、全ての木質バイオマス燃料の調達状況の情報の共有化が図れる。従来、未利用材、一般木材は、林野庁の「需給情報連絡協議会」等で、地域毎の情報の共有化が図られている。

(2) 発電利用に供するバイオマス事業者認定に係る新規申請者の減少

H24 年にスタートした事業者認定制度への昨年以降の問い合わせ・事業者認定者数は減少傾向にあり、H28 年度の新規事業者認定者は 20 者（前年度 32 者）と新規認定取得の動きは鈍化している。昨今の新規認定者の業種は、所在地域に事業者認定機構のない県の事業者、チップ生産者は零細な素材生産事業者、産業廃棄物処理事業者・造園事業者のほか、木質バイオマスの流通を担っている商社にシフトしている。その中でも商社の問い合わせ・認定が大多数を占めているのが現状である。

(3) 既存利用者への影響に配慮

バイオマス発電設備の急増により、建設系廃木材の利用がさらにマテリアルからサーマルにシフトしていくことが想定される。既存事業者への影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守る施策を進めるべきである。

1. 4 公共建築物等における木材利用状況・オリンピック・パラリンピック関係施設

(1) 都市の木質化における木材の外構利用の促進

都市における外構木材の利用拡大を進めるため、建築担当者をターゲットにした保存処理木材の活用パンフレットの作成、表面保護塗装のメンテナンス技術の開発と成果の普及等を実施した。パンフレットは好評である。ゼネコン等からは、鉄やコンクリート等に比べ木材は均一性に欠けることや長期使用の信頼性等について指摘がある。

(2) 関連施設の保存処理への対応

現在、新国立競技場の建設に伴って一部に使用される保存処理木材について具体的に試験を行っている。また、オリンピック・パラリンピックの関連施設についても保存処理についての問い合わせが多くなってきている。とくに一般の設計事務所から、樹種、薬剤等に関する問い合わせがある。

(3) 公共建築物等での木材利用のイニシャティブ確保と信頼性向上

公共建築物等で木材利用を推進していく上では、木材の良さについて科学的な根拠を与えていくこととともに、耐震、難燃、生物劣化、気象劣化等への技術的な対策が必要である。当団体でも、関連する学協会、官庁、業界との連携を強化して、いろいろな場面で貢献していきたいと考えている。

(4) 新国立競技場、有明アリーナ等への集成材利用の計画

新国立競技場、有明アリーナ等への集成材利用が計画されている。認証材、保存処理が求められており、関連団体等と連携しつつ、性能・品質等の確実な集成材製品の安定的な供給に努めることとしている。

(5) 木質ボードの採用

グリーン購入法の特定調達品である木質ボードの採用を積極的に PR したい。

(6) 非住宅における木材利用

昨年 10～12 月の月例研究会では、非住宅における木材利用をテーマに取り上げた。オフィスビルや研修施設等における木材利用の現状について講師より情報提供いただいた。今後増加する大型木造建築に対応するためには、プレカット CAD の共通フォーマット化や使用部材の耐久性向上などが必要である。

(7) 国産材型枠用合板の活用促進

国産材型枠用合板は、なかなか使ってもらえないのが現状である。カラマツ類、ヒノキ、米松やトドマツ等を使用しているが、使用した業者は性能等に特に問題ないと判断しているので、年間 1000 万枚程度（12mm 厚 3×6 サイズ塗装合板）に需要拡大したい。ただし土木用の場合の転用回数については、土木関係の学会等との連携をとって、調査することとしている。

(8) 公共建築物等における環境評価の義務化

公共建築物の評価価値が、単純な構造の安定性や耐火性能から、長く使えること・利用者に愛されること・環境に対する負荷などへ変わってきている。このような要素を考えていくと、多くの部分に木材が使われる可能性が大きくなっている。利用者に愛されることは、評価が難しいとしても、環境負荷や長期利用に関しては評価できると思われる。この点を評価基準に必ず入れることによって、より健全な木材利用を促していただきたい。また、業界からの提言を連絡会で取りまとめてはどうか。

1. 5 「合法木材伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関する動向

(1) クリーンウッド法の対象となる木材等について

経済産業省の「合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成 29 年 5 月 23 日付）において、「パーティクルボードや繊維板についてはリサイクル材が多く使用されていること等の理由から、クリーンウッド法の対象となる木材等から除かれます。よってパーティクルボードや繊維板は合法性の確認の対象外となっています」とあり、省令・基本方針（案）のパ

ブリックコメント募集の検討で「繊維板及びパーティクルボードについては基本方針案Ⅱの3の(1)の木材には含まれません。」との回答を得たので業界関係者への周知を進める。

(2) 会員向け運用説明会の開催

会員の関心が極めて高いことから、関係省庁の施行規則、省令、基本方針の内容がある程度明らかになった平成28年11月21日に当団体として林野庁担当者を講師とする運用説明会を開催した。今後については、合法証明等の具体的な手続きが明らかになった段階で当団体主催の運用説明会を開催することとしている。

(3) 持続可能性を保証する制度への拡充

各国等で、認証材の利用をPRしているが、今後の目標としてクリーンウッド法に基づく流通材を持続可能性が証明された木材にしてほしい。合法性のみならず、持続性を確保する法律、省令、林野庁ガイドライン等が必要である。

(4) クリーンウッド法が木材産業に及ぼす影響

クリーンウッド法については、昨年12月のシンポジウムおよび今年2月の月例研究会で取り上げ、法律の概要と木材産業界の対応についてディスカッションを行った。法律の対象となる製品の判別基準が複雑であること、法律に対応するためのコストアップは製品の機能・性能・意匠が上がるわけではないので消費者の理解が得られにくいことなどの課題があげられる。

1. 6 団体独自の動向や新しい課題等について

(1) 床暖房対応複合フローリング台板の開発

複合フローリングの年間生産量の8割を占める床暖房対応複合フローリングへの国産材利用が進んでいないことから、国産材利用を拡大する為、林野庁の支援を得て長期的なスケジュールのもとに、平成28年度からこのために必要な技術開発に取り組んでいる。平成28年度及び29年度は、第1ステージとして床暖房複合フローリング試験基準の策定と同試験基準に基づく検証試験の実施とデータ整理を行っている。第2ステージ以降は、国産材を使用した試験体による検証試験の実施、技術開発テーマの整理を行い、国産材を使用した技術開発を推進することとしている。

(2) 難燃処理 LVL を用いた耐火部材の開発

昨年度までに、難燃処理 LVL を用いた準不燃の防火材料が完成し、これを用いた耐火柱について大臣認定試験をクリアした。しかし未だ、小断面でしか試験を通過してない状況であり、大断面の柱と梁部材に関してもチャレンジが必要である。現場施工ができるものとしては、純粋に木材で耐火性能が得られるもので、今後の普及が期待できる。

(3) 木質系廃棄物の有効活用について

平成28年に、関東エリアを中心とした10都県のうち、人口5万人以上の自治体を対象に木質系廃棄物の処理の現状や課題について団体独自で調査を実施した。多くの自治体が現状の処理方法より環境に良い方法があれば実施したいという意欲が見られた。これを受けて、団体として具体的な処理方策について検討し、提案していきたいと考えている。

また、建設系廃棄物が減少していく中で、新たな木質系燃料をどのように確保していくかという課題がある。この調査は潜在的な母材確保のための調査でもある。

(4) 木材チップ製造業の育成

木材チップ工場、木材チップ生産量は減少傾向にある。木材自給率50%達成、また、FIT用、CNF生産用など新たな需要増のためには国産木材生産チップの増産が必須である。特に、チップ用原木供給者である素材生産業とチップ製造業者との連携を図り、長期的・安定的な生産体制・仕組みづくりが不可欠である。

(5) 異業種、エンドユーザーへの認知活動

木質ボードは、家具や建築の基礎資材であり、一般や異業種の目に触れることが少ない。グ

リーンビルド展（6月7～9日、ビッグサイト、防災産業展、スマートアグリ展などと併設）の林野庁コーナーに出展した。また、12月7～9日に開催のエコプロ 2017 への出展を予定している。

（6）木材加工業（合板、集成材等）の2号外国人実習生の対象作業種化

ベトナムを主として実習生が来日するようになっている。70業種以上に2号外国人実習生制度が認可されているが、林業、木材業には認められていない。合板は作業種指定のない1号に認定されているが、合板と集成材について、3～5年の実習生制度の認可を陳情中である。

（7）保育園等における木材活用による木育効果の見える化

前橋の私立保育園をフィールドとして、主に保育士に対して木育活動を展開してきた。これは保育士に木を知って貰うことにより、子供たちが間接的に木の良さが分かるようになることを目的とした事業である。しかし、実際に児童が木を良い物として捉えているかどうかを知ることが重要である。そこで、関連研究機関と協働して、児童に対して生理的な測定手法を用い、木育効果を測定するといった実験を始めている。また、今年度より、関連するNPO法人とも協働し、小学校入学前後の子どもたちに対する活動と子育てママを対象にした木育事業を開始した。

（8）木材利活用のさらなる展開に向けた新分野開拓とそれを支える人材育成

木材産業に関連する各企業、協会、さらに官庁との連携を図りつつ、木材利活用のさらなる展開に向けた期待と課題について新分野開拓とそれを支える人材育成について、学協会を中心に連携を推進し、技術士制度や各協会が保有する「士」制度の発展的な活用を図り、木材需要の拡大に向けて貢献をしていく体制を整えつつ、人材育成と人材活用に努めていきたいと考えている。

（9）国産広葉樹の利用

国内の広葉樹資源は、全森林蓄積の約3割を占めるなど充実期を迎えているが、供給コストや流通体制の面で課題も多く伐採・利用が低調となっている。一方、近年、外国産広葉樹の価格高騰などを背景に国産広葉樹の利活用が注目されてきており、今後、家具用材などのより付加価値の高い用途が開拓され、国産広葉樹の利活用が進むことが期待される。今年4～7月の月例研究会は国産広葉樹の利用をテーマに開催し、国産広葉樹の利用流通の現状と展望、国産広葉樹利活用の取り組み事例、近年新たな資源として注目を集めているセンダンをはじめとした早生広葉樹の育成・利用の取り組みなどについて情報を共有した。

1. 7 まとめと今後の取扱い

司会者より、多くの貴重な情報や新しい提案等があり情報交換と情報共有の両面から有益であった、また、これらの内容を概要としてとりまとめて連絡会ホームページで情報発信することにも意義があると考えている旨の取りまとめが行われた。さらに、場合によってはこれらの内容を抜粋して情報提供会を開催することも可能ではないかとの発言もあった。

2. 今までの木材サミットにおいて提案、要望された重要課題等について

2. 1 FIT制度によるバイオマス発電で生じている問題等の事例集約について

司会者より、木材サミット 2016 において、FIT 制度の運用や取引等の現場で起っている問題等は地域や業種で異なっていると思われるので、事例を集めて行政等に対応してはどうか、また木材業界の意見を集約してはどうかとの提案があったことから、各団体に事例の収集を依頼し、その結果を資料にまとめた旨の説明があった後、各団体から説明があった。

（1）バイオマス発電所の申請と稼働状況

エネルギー庁の平成 28 年 12 月現在の資料では、①未利用木材申請 48 件（稼働 30 件）、

移行 3 件、★稼働率 65%、②2000kw 未満申請 28 件（稼働 6 件）、移行 4 件、★31%、③一般木材申請 115 件（稼働 18 件）移行 10 件、★22%、④建設廃材申請 5 件（稼働 2 件）、移行 29 件である。個別のバラツキはあるものの、現時点で、建築解体材チップや合板・製材端材チップの調達難、値上げといった問題は出ていない。但し、調達範囲は、拡大している。また、大型発電設備の運転・休止状況については、稼働している設備でも、長期休止などがあると、木材チップの局地的な過不足が生じている。さらに、引き続き、稼働設備における長期休止情報を含めた全般的な情報公開を求めたい。

(2) 各地域で生じている問題等の事例

①全般的には、ガイドラインでは各段階での証明が確実に行われることが担保されず、不適切な処理が行われる可能性があり、証明書の連鎖が発生段階から消費されるまで、一連で処理されることが望ましく、不適切処理に関する罰則等を創設することが望まれる。②島根県では県西部と東部に発電施設があるが、東部はチップ生産者が少なく供給が不足している。西部地区はバランスがとれているが、冬季は雪の影響等で全県的に不足傾向である。③製材端材が一般木材となったことで発電用チップとして流通するようになり、木質ペレットの原料が入手できなくなった。④高知県では、未利用材の窓口が県森連のみなので原木の価格が高騰している。結果として高価なチップを発電事業者が購入することになる。⑤九州地区では、森林未利用材（32 円材、丸太）がかなり余剰状態になっており、林地残材・枝葉の利用が進まない。⑥東海地区や型枠業者では、合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより一般木質バイオマスとなり、従来の産業廃棄物処理委託から有価取引という事業形態の転換につながっており、東海エリアでも事例が発生し既存産業へ影響が出ている。板面表示による判断となるが、老朽化による消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難であり、適正な取り扱いがされているかの評価方策が必要である。

(3) FIT 制度上優遇されている国産材利用促進

①国産材は、製紙用と FIT 用が競合し、原木価格の高止まりの地域があるものの、昨今の事業者認定を受けている商社（賛助会員）は輸入燃料（チップ、ペレット、PKS 等）を扱う者が多い。②これら商社の国産材利用が少ない事由は供給先発電所の規模の大きさがあるものの国産材原料の継続的安定的確保の困難性が一番の要因と思われる。③国産材燃料のうち、期待の大きい間伐材・林地残材等についてチップ・ペレットでエネルギー利用された量は漸増し、H27 は対前年比 60%増加の 268 万 m³となったものの依然として利用状況は低位である。これらの解決策として、間伐材・林地残材の安定的供給に向け、素材生産段階において、製材用等を併せて搬出することが肝要であり、施業の集約化、路網整備、伐採から集材、搬出コスト低減等を行っていく体制整備が必須である。また、国の事業である原木の広域流通対策事業等を通じて、素材生産業、木材製造業者、発電事業者、国・地方公共団体等が連携し、情報共有を行うとともにこれを通じたチェックシステムの構築が必要である。

(4) 原料木材の規制等の必要性

①再生エネルギーという観点から、皆伐後の再造林を適切に行うこと、全国的に再造林しない皆伐由来の未利用材は、FIT の対象から外す、あるいは買取価格を下げるなどの措置が必要である。②固定価格買取制度を活用した売電の取組に偏りが生じ、地域内で循環利用する取組や熱利用等が十分に進んでいるとは言い難い。全国的に地域外から導入される原料を用いた場合、買取価格を下げるなどの措置が必要である。

(5) 今後の取扱いについて

本課題について、意見交換を行った。とくに、原料の種類等を含めた申請時の条件下で稼働すれば問題ないが、当初の原料を自由に変換できる上、後報告で良いなどの問題があるとの発言があった。

また、今後まだ多くの認定設備が新たに稼働を始める予定となっており、状況によっては申

請時とは異なる原料（燃料）の利用が起こる可能性があるので、全国において木材のマテリアル利用に支障が起きていないかをしっかりモニタリングし、万が一問題が発生した場合には速やかに木材業界として状況を把握し、関係省庁に報告する必要があるとの発言があった。

司会者より、今回の調査結果を基にして、まずは事例や問題点等の取りまとめを事務局・世話人ならびに調査結果を報告した団体が共同して行うことが提案され、了承された。

2. 2 木材利用に関する教育・人材育成に関する課題

教育・人材育成に関して、昨年までに提案・要望されている課題から抜粋して、以下の課題について意見交換を行った。

(1) 小学生への出前講義、小学生への効果のある環境教育

木材利用の教育に関する問題点が顕在化されつつあるので、その活動を注視しているが、根本的な解決には学習指導要領の改訂が必要と思うとの発言があった。その後、学習指導要領で教科書に木材関係が取り入れられていない経緯等について意見交換を行ったが、今後これらについて調査を行うことにした。

(2) 木材取扱い業種の環境産業としての位置づけの明確化、一般消費者や子供が関心を寄せる情報発信

木材、エネルギーの地産地消、地域文化・経済の振興を目指した木材取扱産業の地域貢献と環境への貢献を明確化するために、わかりやすい環境貢献の指標を提示すべきであるとの提案があった。

(3) 就労希望者向けセミナー等の開催と経営者の前線における活躍

学部 1、2 年など、専門講義を受け始める前に、専門技術者としての就職を意識させることができれば、勉強にも身が入り、就職先としての業界への関心も高まるのではないかと。このため、専門技術者の社会的使命、関係業界の状況、新卒採用がある関連企業などを紹介するリクルート冊子を、産・学連携して作成して、配布するのはどうか、また、林産学専攻学生向けのほか、建築関係者とも連携して木造・木質化に関心を有する建築学専攻学生向けも考えられないかとの発言があり、意見交換を行ったが、大学差があるので注意が必要であるとの発言があった。

(4) 奨学金、海外渡航制度、顕彰制度等のための基金設立（基金設立）

海外での国際会議等に出席する会員の若手に助成金を支給する制度を 2017 より開始した旨の説明があった。なお、司会者より、これらの制度についてもホームページに掲載することを考えたいとの発言があった。

(5) 海外からの作業員等の人材育成

司会者より、今後は海外進出を念頭におき海外の優秀な人材を育成し日本の住宅に関する指導者を育成していくことが必要かと思われるとのアンケート回答があったことが紹介され、この課題は、連絡会の設立時から提案されているので、今後検討が必要であるとの発言があった。

(6) 木材の教育・人材育成に関する情報提供会の開催

司会者より、連絡会参加団体の中には、木育教育や幼児教育、小学生や保護者に出前講義、高校生への見学プログラム等を実施している団体があり、それぞれ成果を挙げていると思われる。これらを含めた事例の紹介と課題等と、木材教育の在り方等を合わせた形で、情報提供会を近い将来に企画したいとの発言があった。

2. 3 木材サミット連絡会参加団体が取り組んでいる教育・人材育成に関する活動・企画について

司会者より、連絡会のホームページには、参加団体の活動・企画等が現在 9 件掲載されているが、今回新たに 6 件が回答されており追加掲載したいので、それぞれの活動・企画にアクセスできる URL を含めて様式に従って連絡頂きたいとの依頼があった。

3. その他

司会者より、長時間に及ぶ討論と意見交換に謝意が表され、以下のまとめが行われた。

- ・木材サミット 2017 の内容を概要として取りまとめるので、校閲の協力をお願いしたい。
- ・連絡会全体で協力して行動すべき事項については、今後事務局と世話人で対応を検討したい。
- ・次回の木材サミットの開催は今年と同時期に予定したいが、詳細は連絡会で検討したい。

III. 閉会挨拶

有馬世話人より、以下の通り閉会の挨拶が行われた。

木材サミットも今回で 4 回目となり、木材に対する認識が共有化され、課題等が明確になってきたように思われる。しかし、他の分野では、木材を利用すれば持続可能性が担保されている、すなわち、木材を利用しさえすれば良いと思っているような風潮があるように感じている。また、環境の話は分かったが、環境のために積極的に何かをやらうとする者は少なく、建築分野でも環境と言うと腰が引けるようなきらいがある。政策などで大きな風が吹けば従うという北風対策的傾向があるように思うが、木材を利用すると得をするような太陽政策的な仕組みが必要かもしれない。また、環境問題は、都市と生産地の問題でもあるので、地方との連携を重視する必要がある。

最後に、最近では防・耐火が重要な課題となっていて、木材の薬剤との組み合わせが話題となっている。それはそれとして、私は、燃焼をベースにした対策も必要と思う。そのために初期消火が重要であり、スプリンクラーなどとの組み合わせ、保険との兼ね合わせ等の対策が必要と思っている。

いずれにしても、今後の動向には十分注視していく必要があると感じているが、業界の皆様のご尽力が必要と思うので、宜しくをお願いしたい。

以上

(資料一覧) 以下の資料は、内部資料であり公開していない。

資料 A 木材サミット 2017 出席者座席表

資料 B 木材サミット連絡会参加団体と木材サミット 2017 の出席予定者一覧

資料 1 木材サミット 2017 における主要課題の討論の進行について

資料 2-1 木材サミット 2017 の主要課題に関するアンケート調査集計結果 (1) :
最近の木材利用促進に関わる情報交換、情報共有について

資料 2-2 木材サミット 2017 の主要課題に関するアンケート調査集計結果 (2) :
FIT によるバイオマス発電について生じている問題等の事例集約について

資料 2-3 木材サミット 2017 の主要課題に関するアンケート調査集計結果 (3) :

(1)教育・人材育成に関する提案・要望等について

(2)木材サミット連絡会参加団体が行っている教育・人材育成に関する活動・企画等について

資料 2-4 木材サミット 2017 の主要課題に関するアンケート調査集計結果 (4) :
新しい課題について

資料 3 木材サミット連絡会ホームページの記事掲載申込書 (様式 2)